

## 安平町における災害時の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定

安平町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、安平町内において、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、これらを「災害時」という。）において、甲が住民生活の早期安定を図ることを目的として、復旧・復興等の事業を実施する際、乙がそれを支援する業務（以下、「支援業務」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### （支援業務）

第2条 支援業務については、次に掲げるとおりとする。

- （1）住家の被害認定調査
- （2）罹災証明書の交付に係る業務
- （3）損壊家屋等の解体・撤去処理事業
- （4）堆積土砂の排除事業
- （5）その他甲が必要と認める業務

2 乙は、支援業務の実施に当たっては、甲の要請に基づき行うものとする。

### （要請及び支援事項の発効）

第3条 甲は、災害時において支援業務を必要とするときは、乙に対して要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による支援業務の要請があった場合には、直ちに乙の北海道内の会員に対し、その旨を伝達するものとする。

3 甲の乙に対する要請の手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

4 支援業務の実施に当たっては、要請後遅滞なく、甲と乙の間で支援業務の実施に関する契約を締結するものとする。

5 前号の契約は、法令その他別に定めるもののほか、安平町契約規則（平成18年3月27日安平町規則第44号）の定めるところによるものとする。

(情報の提供)

第4条 甲は、支援業務が円滑に実施できるように、乙に被災状況その他必要な情報を提供するものとする。

こ  
を保

(支援の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、支援業務を迅速かつ確実に実施できるよう、必要な技術者の確保等に努めるものとする。

令

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、支援業務の実施に関し原則として北海道内の会員を活用するものとする。

(費用の負担)

第6条 支援業務に係る費用については、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、乙が過去に実施した業務の実績及び適正価格等を基準として、双方協議の上、第3条第4項の規定による契約により決定するものとする。

3 費用の支払いについては、第3条第4項の規定による契約によるものとする。

(平時の協力)

第7条 乙は、甲が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の取り組みに対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をするものとする。

2 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び支援業務に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡窓口)

第8条 本協定に関する連絡窓口は、甲においては安平町総務課、乙においては一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会北海道代表会員とする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から令和7年3月31日までの間とし、期間満了の1か月前までに書面によって双方いずれからも申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(協議)

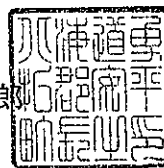
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年 9月 27日

住所 安平町早来大町95番地

氏名 安平町長 及川 秀一郎



住所 東京都港区虎ノ門一丁目1番20号

氏名 一般社団法人

日本補償コンサルタント復興支援

会長 川畑 清夫

